

あま市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、あま市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和元年8月7日

あま市監査委員 横 橋 俊 一

あま市監査委員 林 正 彦

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項に基づく随時監査

2 監査の対象

あま市営住宅管理事業特別会計の住宅管理費（修繕料）に係る会計処理について

3 監査の実施期間

平成30年9月28日から平成30年11月21日まで

4 監査結果の公表年月日

平成30年12月26日

5 監査結果に対する措置事項の通知年月日

令和元年7月29日

6 措置を講じた部局

企画財政部人権推進課
同 人事秘書課

7 措置の内容

別紙のとおり

監査結果報告に対する措置について

指摘事項概要	措置の内容
<p>(1) 修繕料未払に係る会計処理について</p> <p>充当する予算がないにもかかわらず修繕工事を発注したこと、また、修繕料未払額を翌年度に履行確認を行ったように書類に記載して翌年度予算から支出したことは、地方自治法における会計年度独立の原則及び総計予算主義の原則に違反する。このような不適切な会計処理が行われないよう措置を講ずること。</p> <p>法令遵守の徹底を図ること。</p> <p>(2) 契約方法について</p> <p>本来は入札を実施すべきところ修繕工事を分割し随意契約としていたものや、契約金額を 10 万円以下の少額契約とするよう分割したものがあつた。発注の際には不要な分割を行わず適正な方法により執行すること。</p> <p>(3) 契約事務について</p> <p>不適切な契約事務の処理が多々認められた。契約事務の遂行に当たっては、契約に係る法令・要綱・手引き等により、所要の手続きを経て、適正かつ計画的に処理すること。</p>	<p>充当する予算がないにもかかわらず修繕工事を発注したことについては、適切に予算の流用や補正予算の手続きを経ることで回避できたことから、相談しやすい職場環境づくりを進めるため、報告・連絡・相談等を励行するとともに、定期的にミーティングを実施するよう改善しました。</p> <p>また、翌年度の予算から支出をする不適切な会計処理において、日付が記載されていない見積書が使われたことから、業者による見積書への日付記載を徹底しました。</p> <p>法令遵守を徹底する意識啓発を進めるため、平成 30 年度に管理職を対象としてコンプライアンス研修を実施しました。また、平成 31 年度あま市職員研修計画に「コンプライアンス研修」を位置づけ、主査級及び主任級の職員を対象に研修を実施しました。</p> <p>担当者に任せきりでチェック機能が働いていなかったことを受け、不要な分割発注を行うことがないよう、発注前の現場確認を原則複数で行い、情報の見える化を徹底し、進捗状況を複数の職員で確認できる体制としました。</p> <p>不適切な契約事務処理を発生させないよう、法令・要綱・手引き等に基づいて修繕依頼から支払までの契約事務に係る一連のチェック表を作成し、個々の修繕において運用するとともに、複数の職員で確認できる体制としました。</p>

要望事項概要	措置の内容
<p>(1) 契約金額の妥当性の検証について</p> <p>10万円以下の少額の契約においては、他の自治体での実績や民間での取引の実例価格など、可能な限りの情報を収集し、見積書に詳細な内訳を記入させるなど、見積りの根拠が明確にわかるものを提出させることにより、契約金額の妥当性の確保に努めること。</p> <p>(2) 「市営住宅修繕費の費用負担区分の手引き」について</p> <p>入居者の修繕費用の負担義務について、本来は「入居者の住宅修繕費の費用負担区分の手引き」によるべきであり、市の手引きが実際に即していないのであれば、早急に負担区分を検証して市の手引きの見直しを行い、修繕費用の負担について公平性及び透明性の確保を図ること。</p> <p>(3) 再発防止について</p> <p>問題点・原因の追及・把握をし、今回の事案を特定の課や職員に限ったものと考えず、あま市全体の問題として組織を挙げてコンプライアンスの徹底や組織体制の改善を含めた再発防止策を講じ、二度とこのような事態を発生させないように取り込むこと。</p>	<p>10万円以下の少額の契約における契約金額の妥当性を確保するため、必要に応じて他の自治体における情報を収集し、また、見積書の提出においてその根拠が明確にわかるよう可能な限り詳細な内訳を記載させることとしました。</p> <p>修繕費用の負担について公平性及び透明性を確保するため、修繕費の費用負担区分の手引きの内容を改めて検証し、見直しを行いました。見直し後の手引きは、人権ふれあいセンターにおいて入居者も閲覧可能とし、公式ウェブサイトにも掲載しました。</p> <p>今回の不適切な会計処理の発覚後ただちに再発防止検討委員会を立ち上げ、「不適切な会計処理に係る再発防止策」を策定しました。</p> <p>再発防止策の一つとして、課長職の職員を対象に、予算執行事務の適正化や法令遵守の徹底、組織風土の改善についてコンプライアンス研修を実施しました。各々の職員が市全体の問題として捉え、今後の公務に対し真摯に取り組むべく、管理職に対してコンプライアンスの徹底を図りました。</p>